

第 68 号

熊本県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例
熊本県国民健康保険財政安定化基金条例（平成28年熊本県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条中「相当する額」の次に「若しくは同条第4項に規定する政令で定めるところにより算定した額の範囲内の額」を加える。

附則第3項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）等の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。